

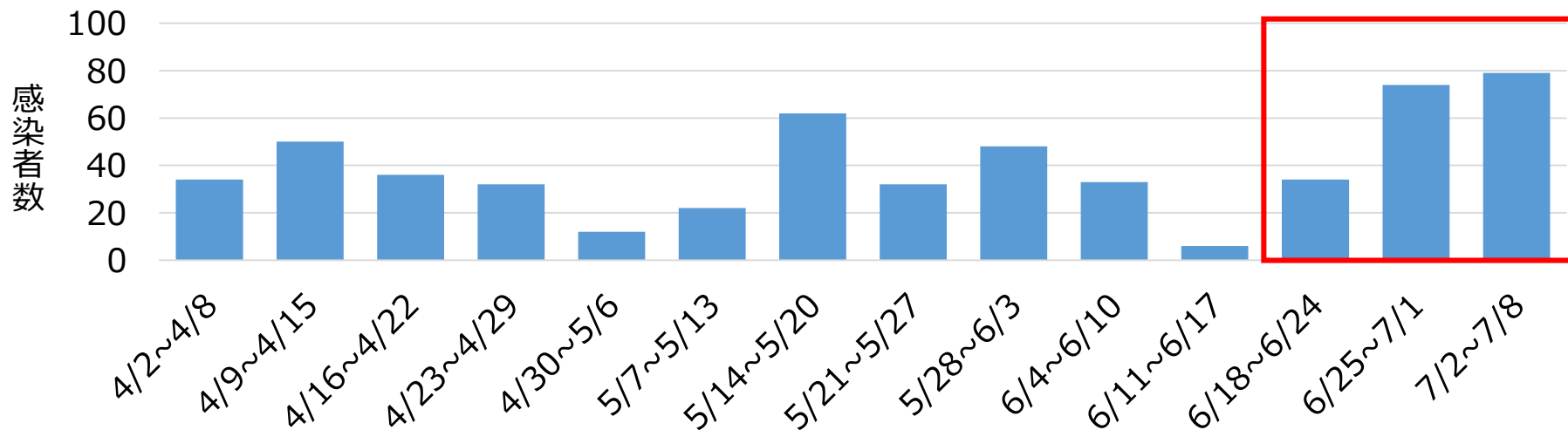
高齢者施設等に対する感染制御 並びに医療支援体制の強化について

高齢者施設等における発生状況

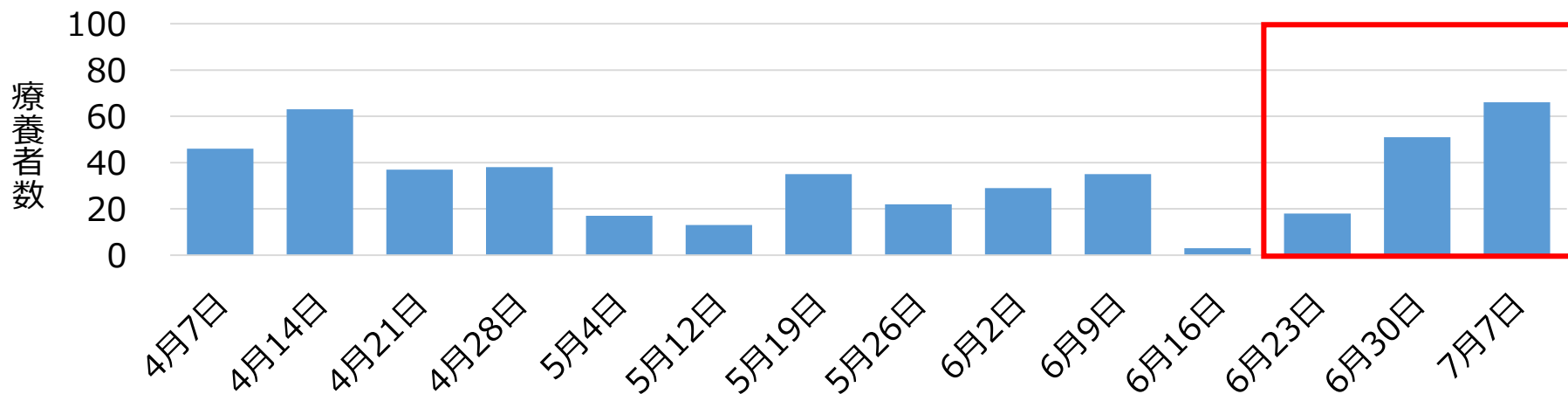
集計期間：R4.4.2~7.8

◆ 高齢者施設等利用者における**感染者数**、**施設内療養者数**共に**6月下旬以降増加傾向**

◇ 高齢者施設等利用者(70代以上)における感染者数の推移



◇ 高齢者施設等における施設内療養者数の推移 (R4.4.7~7.7)



高齢者施設等に対して求められる対応

高齢者施設等に対して求められる対応

- 高齢者施設等において、感染者数が多く発生しており、それに伴い施設内で療養する入所者も増加。施設内で陽性者が発生すると、**感染拡大や症状が重症化するリスクも高い**ことから、これらの施設に対する速やかな対応が必要。



県の対応：高齢者施設等に係る感染制御・医療提供に関する専用相談窓口の設置、感染制御チームの体制強化、医療提供体制の構築

【専用相談窓口】

- 陽性者が発生した場合の感染対策等の相談に的確に対応できるよう**専門職員（保健師又は看護師）を配置**。

【感染制御】

- 高齢者施設等から派遣要請に対し迅速に対応できるよう、**本部内に感染症対策専門家を配置**。

【医療提供】

- 高齢者施設等への往診またはオンライン診療・電話診療が可能な**医療機関を確保し**、医療提供を必要とする**高齢者施設等**と協力可能な**医療機関とのマッチング・調整**を行う。

※施設医等の協力医療機関のみでの対応が困難な場合に調整。

専用相談窓口の設置・感染制御チームの体制強化について

1. 専用相談窓口の設置

- 専門職員（保健師、看護師）による専用相談窓口を設置（令和4年6月13日設置）
- 高齢者施設等においてコロナ陽性者が発生した場合の感染対策、感染制御チームの派遣要請等に関する相談に対応
※対応時間：9:00～17:00（土日祝日含む）

➔ 相談件数：32件，うち感染制御チームの派遣要請：3件（窓口設置以降）

2. 感染制御チームの体制強化

- 保健所や施設等からの感染制御チームの派遣要請に対し迅速に対応できるよう、**新たに対策本部内に専門家を配置**
- 複数施設からの派遣要請に対応できるよう、感染制御等へ支援可能な**専門家を34名登録**

➔ 複数施設の派遣に対応できるよう、派遣可能な感染制御チームを数を**3チームに増強**

医療提供体制について

1. 高齢者施設等に対するアンケート調査結果

- 施設における感染管理・医療提供体制の現状を把握するため、**県内の入所系の高齢者施設等（968施設）を対象としたアンケート調査を実施。**
- ※ 高齢者施設等とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の11類型を指す。
- ➔ **「施設内でコロナ陽性者が確認された場合に、医師や看護師の往診・派遣を要請できる協力医療機関を事前に確保していない」と回答した276施設等に向けた医療提供体制の構築が必要**

2. 診療・検査医療機関に対するアンケート調査結果

- 高齢者施設等で施設内療養が必要となり、**施設医等の協力医療機関のみでの対応が困難な場合に医療提供が可能な医療機関を確保する**ため、診療・検査医療機関を対象にアンケート調査を実施。
- ➔ **高齢者施設等への医療提供について、111の医療機関が「対応可」、「相談に応じる」（7月12日時点）そのうち、58の医療機関が「往診可」、104の医療機関が「電話診療可」**

3. 医療提供にかかる調整方針

- 施設や保健所からの依頼に基づいて患者や施設の情報を整理したうえで、「往診」又は「オンライン診療・電話診療」を協力可能な医療機関に依頼。
- 郡市医師会単位において、**原則、施設から近い順で協力いただける医療機関に依頼を行い、管内でマッチングにいたらない場合は広域で調整する。**
- ➔ **7月14日(木)より施設等からの相談に応じ、専用相談窓口にて医療提供に係る調整を開始**

感染制御・医療提供体制の概要について

コロナ対策本部

感染制御チーム

専用相談窓口

【感染制御チーム派遣】

- ・疫学調査
- ・ゾーニング
- ・感染対策指導
- ・施設内療養者の状態確認
- ・医療提供体制の確認

感染制御等の依頼

医療提供の依頼

情報共有

対応相談

保健所

保健所

発生届提出



陽性者診断

疫学調査等

医療提供に係る調整

以下の情報等をもとに、派遣医療機関を調整

- ・医療を必要とする患者の情報
- ・当該高齢者施設等にかかる情報

登録医療機関

医療の提供

往診・電話診療等

(例)

経口抗ウイルス薬の投与、点滴

高齢者施設等



陽性者発生

【参考】オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底

【通知】令和4年4月4日 厚生労働省事務連絡 オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について（高齢者施設等における医療支援のさらなる強化等）の考え方について

目指すべき高齢者施設等における医療支援の体制

感染制御や業務継続の支援体制

- 感染制御・業務継続支援チームについては、高齢者施設等において、入所者にコロナ陽性者が発生した場合に施設等から派遣の希望がない場合を除き、施設等からの連絡・要請から24時間以内（遅くとも一両日中）に、施設等に感染制御・業務継続支援チームの派遣を行うことができる体制。
- 感染制御・業務継続支援チームの派遣要請を含め、施設等においてコロナ陽性者が発生した場合の専用相談窓口の設置。また、この専用相談窓口の存在を全ての施設等が認識できるよう、各施設等に個別の周知を実施。

医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関の事前の確保

- 全ての施設等が、以下の(1)(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 医師・看護師の往診・派遣を要請できる協力医療機関を事前に確保できている。
 - (2) 各自治体が指定する医療機関や医療チームの往診派遣を要請できる。